

## 一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札実施要綱（平成6年訓令第14号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、当該要綱の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(入札の公告)

第2条 要綱第3条に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付す工事の内容
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 資格審査申請書等の提出期限、方法、場所等
- (4) 競争入札心得、図面、仕様書等の閲覧期間、場所等
- (5) 現場説明会の有無（有る場合はその日時及び場所）
- (6) 入札執行の日時及び場所
- (7) 入札保証金の要否
- (8) 無効入札
- (9) 支払条件（前払金、部分払の有無）
- (10) 契約保証金の要否
- (11) 最低制限価格の設定の有無
- (12) その他必要事項

(入札の参加申請)

第3条 要綱第5条第1項に規定する一般競争入札参加資格審査申請書は、別記様式第1号によるものとし、当該申請書には次の書類を添付するものとする。

- (1) 類似工事施工実績調書（別記様式第2号）
- (2) 工事实績証明書（別記様式第3号）又はこれに代わる書面（契約書の写し）
- (3) 配置予定技術者調書（別記様式第4号）
- (4) その他契約担当者が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書等の提出方法は持参によるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

(入札参加資格の審査結果の通知)

第4条 契約担当者が、要綱第6条第1項に規定する通知を行う場合は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第5号。以下「通知書」という。）によるものとする。

(入札参加資格がないと認めたものに対する理由の説明)

第5条 要綱第6条第2項の規定に基づき入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）がその理由の説明を求める場合は、契約担当者に対し書面によりこれを行わなければならない。この場合、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

2 契約担当者は、前項の規定に基づく説明を求められたときは、原則として、説明を求められた日の翌日から起算して2日以内に、非資格者に対し書面により回答するものとする。

3 契約担当者は、非資格者に入札参加資格があると認めるときは、要綱第6条第1項の通知を取り消し、前項の回答と併せ、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。

(入札参加資格の取消し)

第6条 契約担当者は、要綱第6条第1項の規定による通知の後に、入札参加資格者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

(2) 申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。

(3) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱(平成7年訓令第3号)第8条の規定による指名の停止を受けたとき。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、設計図書等の閲覧及び貸出しをもってこれに代えるものとする。ただし、対象工事の内容により契約担当者が現場説明会を行う必要があると認めるときは、これを行うものとする。

(入札の無効)

第8条 参加資格のないものによる入札、虚偽の申請による入札及び入札に関する条件に違反する入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札結果の公表)

第9条 要綱第7条に規定する入札結果の公表内容は、入札参加者、落札者及び入札経過並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約を行った場合の契約の相手方及び契約金額とする。

附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

様式 略